

3 3 0 0 0

【様式第1号(R3.2.5)】

特定求職者雇用開発助成金対象労働者雇入登録票

令和 年 月 日

紹介安定所番号

記入者

支給番号

1 対象労働者雇用事業所	名称 <input type="text"/>	所在地 <input type="text"/>	〒 <input type="text"/>
	電話番号 <input type="text"/>	(<input type="text"/>)	
2 対象労働者	事業所番号 <input type="text"/> - <input type="text"/> - <input type="text"/>	求人申込日 令和 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日	
	賃金締切日 (賃金締切日が2の場合) <input type="text"/> 1:有(毎月末日) 2:有(1以外) 毎月 <input type="text"/> 日 3:無	FAX番号 <input type="text"/>	(<input type="text"/>)
備考	雇用保険被保険者番号又は雇用保険支給番号 (被保険者番号) <input type="text"/> - <input type="text"/> - <input type="text"/>		
	(支給番号) <input type="text"/> - <input type="text"/> - <input type="text"/> - <input type="text"/>		
	氏名(漢字) <input type="text"/>		
	----- 被保険者番号又は支給番号が確認できなかった場合 ----- 氏名(カナ) <input type="text"/> 性別 <input type="text"/> 1:男 2:女 生年月日(元号-年月日) <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日 元号 3:昭和 4:平成 5:令和		
	求職申込日 令和 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日	紹介年月日 令和 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日	雇入年月日 令和 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日
	対象労働者種別 <input type="text"/>		
	通知不要 <input type="text"/> 1:不要	就職促進手当等受給の有無 <input type="text"/> 1:有 2:無	職場適応訓練費の受給の有無 <input type="text"/> 1:有 2:無
	①トライアル雇用 <input type="text"/> 1:一般トライアルコース 2:障害者トライアルコース (短時間トライアル除く) 3:新型コロナウイルス感染症対応短時間トライアルコース	②トライアル雇用支給対象期間初日 令和 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日	③末日 令和 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日
	④備考 <input type="text"/>		

特定求職者雇用開発助成金対象労働者雇入登録届

令和 年 月 日

紹介安定所番号

記入者
支給番号

1 対象労働者雇用事業所	名称	所在地 〒
	電話番号 ()	
事業所番号	求人申込日	
賃金締切日 (賃金締切日が2の場合)	FAX番号	

2 対象労働者	雇用保険被保険者番号又は雇用保険支給番号 (被保険者番号)	
	(支給番号)	
氏名(漢字)		
----- 被保険者番号又は支給番号が確認できなかった場合 -----		
氏名(カナ)	性別	生年月日(元号-年月日)
	元号	
求職申込日	紹介年月日	雇入年月日
対象労働者種別		

3 職業紹介事業者等	対象労働者が職業紹介事業者等による紹介を受けた者である場合、職業紹介事業者等において記入許可番号	
	職業紹介事業者等名称	
同意書提出日	職業安定局長が定める項目に同意する期間	
先に提出した「雇用関係給付金の取扱いに係る同意書」の「職業安定局長が定める項目」の第1の口に基づき、本票の記載に誤りのない旨届け出ます。 なお、雇用関係給付金事務取扱手引の の4及び の4に基づく要件の周知を行ったものであることをあわせて届け出ます。		
職業紹介事業者等	所在地	
労働局長 殿	電話番号	
(公共職業安定所長)	名称	
	氏名	

安定所記載欄	①通知不要	②就職促進手当等受給の有無	③職場適応訓練費の受給の有無	④紹介事業者等の種類	⑤就労継続支援A型事業
	⑥トライアル雇用	⑦トライアル雇用支給対象期間初日	⑧末日		
⑨備考					

特定地方公共団体又は職業紹介の許可若しくは届出に係る事業所の名称、所在地、電話番号、代表者氏名を記載すること。

(注意)

1 特定求職者雇用開発助成金対象労働者雇入登録届(以下「登録届」という。)は、特定地方公共団体、有料・無料職業紹介事業者及び無料船員職業紹介事業者(以下「有料・無料職業紹介事業者等」という。)が、その取り扱う労働者を特定求職者雇用開発助成金の対象労働者として職業紹介を行い、当該対象労働者が継続して雇用する労働者として雇い入れられた場合に、有料・無料職業紹介事業者等の事業所の所在地を管轄する労働局長に提出いただくものです。
なお、当該提出については、有料・無料職業紹介事業者等の事業所の所在地を管轄する公共職業安定所を経由して行うことができる場合があります。

2 登録届の提出は、対象労働者が雇い入れられた日後1ヵ月以内に行う必要があります。

3 登録届の記載に当たって、「1 対象労働者雇用事業所」、「2 対象労働者」、「3 職業紹介事業者等」の各記入欄に記載を行ってください。「安定所記載欄」には記載を行わないでください。

4 「1 対象労働者雇用事業所」について、

(1) 欄の「事業所番号」には、対象労働者を雇い入れた事業所に係る雇用保険の事業所番号を記載してください。なお、事業所番号が連続した10桁の構成である場合は、最初の4桁を最初の枠内に、残りの6桁を「-」に続く枠内にそれぞれ記載し、最後の枠は空枠としてください。

(2) 欄の「求人申込日」には、対象労働者の職業紹介に係る求人の申込日を記載してください。

(3) 欄の「賃金締切日」には、対象労働者の雇入れに係る事業所の賃金締切日について、1から3のうちあてはまるものを数字で記載してください。

欄に「2」と記載した場合、欄に具体的な日を記載してください。この際基本賃金と諸手当とで賃金締切日が異なる場合には、基本賃金に係る賃金締切日について記載し、基本賃金に係る賃金締切日が複数である場合には、雇い入れ日又は雇い入れ日直後に到来する賃金締切日について記載してください。

(4) 欄のFAX番号には、欄に記載した事業所のものを記載してください。

5 「2 対象労働者」について、

(1) 欄の「被保険者番号」には、対象労働者の被保険者番号を記載してください。被保険者番号は、前職に係るものと新たに就職した場合のものと同原則として同一の番号です。欄の「支給番号」は、対象労働者が雇用保険の失業等給付を受給している場合、これに係る番号です。欄と欄は、いずれか一方を記載することで足りる。

なお、被保険者番号が16桁(上下2段で表示されている。)で構成されている場合は、下段の10桁のみを記載してください。この場合、最初の4桁を最初の枠内に、残りの6桁を「-」に続く枠内に記載し、最後の枠は空枠としてください。

(2) 欄又は欄の記載を行った場合には、欄、欄及び欄を記載する必要はありません。

(3) 欄の「求職申込日」には、欄の「紹介年月日」以前の直近の対象労働者の求職申込日を記載してください。

(4) 欄の「紹介年月日」、欄の「雇入年月日」には、欄の求人に係るものを記載してください。

(5) 欄の「対象労働者種別」には、取扱いに係る労働者をいずれの対象労働者として職業紹介を行ったものであるか、以下の番号により記載してください。

(短時間労働者 以外の一般被保険者として雇い入れられるものとして)

0 1	60歳以上の者	2 1	重度身体障害者
2 2	45歳以上の重度障害者以外の身体障害者	0 2	45歳未満の重度障害者以外の身体障害者
2 3	重度知的障害者	2 4	45歳以上の重度障害者以外の知的障害者
0 3	45歳未満の重度障害者以外の知的障害者	0 4	精神障害者
0 5	母子家庭の母等	1 9	父子家庭の父
0 6	中国残留邦人等永住帰国者	0 7	駐留軍関係離職者(45歳以上)
0 9	沖縄失業者求職手帳所持者(45歳以上)	1 0	漁業離職者求職手帳所持者(45歳以上)
1 1	手帳所持者である漁業離職者等(45歳以上)	1 2	一般旅客定期航路事業等離職者求職手帳所持者(45歳以上)
1 3	港湾運送事業離職者(45歳以上)	1 8	北朝鮮帰国被害者等
8 1	生涯現役コースの対象者(65歳以上の者)	9 1	被災者雇用開発コースの対象者(被災離職者)
9 3	被災者雇用開発コースの対象者(被災地居住者)	2 5	生活保護受給者
2 6	生活困窮者	2 7	発達障害者
2 8	難治性疾患患者	2 9	長期不安定雇用者
6 5	就職氷河期世代		

(短時間労働者として雇い入れられるものとして)

短時間労働者以外の一般被保険者として雇い入れられる場合と同範囲のものが対象労働者となります。短時間労働者として雇い入れられた場合の対象労働者種別の番号は、短時間労働者以外の一般被保険者として雇い入れられた場合の対象労働者種別の番号に「30」を加えた番号となります。ただし生涯現役コースの場合は「82」に、被災者雇用開発コースの場合は「92」及び「94」となります。

短時間労働者とは、一週間の所定労働時間が、20時間以上30時間未満である者をいいます。

6 「3 職業紹介事業者等」について、

(1) 欄の「許可番号」には、職業安定法第30条第1項の許可を受けた有料職業紹介事業者及び同法第33条第1項の許可を受けた無料職業紹介事業者並びに船員職業安定法第34条第1項の許可を受けた無料船員職業紹介事業者については、それぞれの事業所ごとの許可番号を記載してください。特定地方公共団体及び職業安定法第33条の2等の規定による届出に係る無料職業紹介事業者並びに船員職業安定法第40条第1項の規定による届出に係る無料船員職業紹介事業者については、「雇用関係給付金の取扱いに係る同意書受理通知書」の4欄に厚生労働大臣許可番号に代えて記載された同意書提出番号を、この欄に記載してください。

(2) 欄の「同意書提出日」は、「雇用関係給付金の取扱いに係る同意書」が提出された日として、「雇用関係給付金の取扱いに係る同意書受理通知書」下欄に記載された日を記載してください。

(3) 欄の「職業安定局長の定める項目に同意する期間」は、「雇用関係給付金の取扱いに係る同意書受理通知書」の「6 職業安定局長が定める項目に同意する期間」欄に記載された期間を記載してください。

7 提出に当たっては、特定求職者雇用開発助成金に係る対象労働者として職業紹介を行った際に、既に紹介先事業所に雇用等されている者又は紹介先事業所と雇用予約のある者を紹介した場合には、これらの者を雇い入れた事業主に対しては特定求職者雇用開発助成金が支給されないこととなりますので、十分留意いただき、「1 対象労働者雇用事業所」の事業主にあらかじめその旨周知した上で行っていただくようお願いします。

特定求職者雇用開発助成金（就職氷河期世代安定雇用実現コース）対象者確認票

以下のそれぞれの項目について、「はい」又は「いいえ」のどちらかにチェックを付けて下さい。
もし、誤った内容や偽った内容を記載した場合、本助成金の対象者にならず、その結果事業主が本助成金を受けられないことでトラブルになることがありますので、正確に記入してください。

	確 認 事 項	
1	<p>正規雇用労働者（ ）として雇用されることを希望していますか。 <small>期間の定めのない労働契約を締結する労働者で、1週間の所定労働時間が通常の労働者と同じであるものとして雇用されることをいいます。</small></p>	はい いいえ
2	<p>現在、安定した職業（ ）に就いておらず、ハローワークや職業紹介事業所等で就職に関する個別支援等を受けていますか。 <small>期間の定めのない労働契約であって、1週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者の1週間の所定労働時間と同じであるものをいいます。</small></p>	
3	<p>現在の満年齢は35歳以上55歳未満ですか。 <small>本助成金の支給にあたっては雇入れ日時点で35歳以上55歳未満であることが必要です。</small></p>	
4	<p>正規雇用労働者として雇用された期間を直近のものから順番に記載してください。その結果、以下の 、 を両方満たす場合、「はい」にチェックを付け、そうでない場合は「いいえ」にチェックを付けてください。 雇入れ予定日の前日から起算して過去5年間に正規雇用労働者として雇用された期間の合計が1年以下である。 雇入れ予定日の前日から起算して過去1年間に正規雇用労働者として雇用されたことがない。 <small>ハローワークにおいて過去の雇用保険の加入状況を確認することがあります。</small></p> <p>(1) 入職日： 年 月 日 離職日： 年 月 日 勤務先： (2) 入職日： 年 月 日 離職日： 年 月 日 勤務先： (3) 入職日： 年 月 日 離職日： 年 月 日 勤務先： (4) 入職日： 年 月 日 離職日： 年 月 日 勤務先： (5) 入職日： 年 月 日 離職日： 年 月 日 勤務先：</p> <p><small>記入欄が不足する場合には、別葉にて御回答ください。</small></p>	

上記に記載した内容に相違ありません。

年 月 日

（本人氏名）

本助成金を利用した職業紹介を希望する場合は、ご自身から申し出てください。
 （ただし、紹介機関から本助成金を利用した職業紹介を勧める場合があります。）

特定求職者雇用開発助成金(就職氷河期世代安定雇用実現コース) 第1期支給申請書

(バーコードシール貼付欄)

受付日 年 月 日 太枠内のみ記入してください。

申請事業主 section containing fields for 支給番号, 支給申請期, 事業所数, 資本の額又は出資の総額, 常時雇用する労働者の数, 主たる事業, and 受給(申請)している助成金名称.

対象労働者雇用事業所 section containing fields for 事業所番号, 労働保険番号, 定年年齢, 賃金締切日, 事務担当者(職), 賃金支払日, 事務担当者(氏名), and 産業分類.

対象労働者の状況 section containing fields for 氏名, 性別, ①生年月日, ②被保険者番号, ③雇入年月日, ④対象労働者種別, ⑤支給対象となる期間の労働についての賃金の未払いの有無, and ⑥対象労働者が離職している場合の離職日及び離職理由.

事業主 section containing fields for 住所, 名称, 氏名, and 労働局長 殿 (公共職業安定所長).

労働局/安定所記載欄 section containing fields for ⑦区分変更, ⑧支給対象期間の支払賃金額, ⑨最低賃金の減額特例, ⑩短時間労働者, ⑪支給・不支給判定用, ⑫被保険者となった年月日, ⑬企業規模, and ⑭備考.

決裁欄 table with columns for 局長, 部長, 課長, 課長補佐, 職業指導官, 係長, 担当, 所長, 部長・次長, 課長・統括, 上席・係長, 職業指導官, 担当.

【注意事項】

- 1 この申請書は、対象労働者を雇い入れた日（賃金締切日が定められている場合は、雇入れ日の直後の賃金締切日の翌日。雇入れ日が賃金締切日又は賃金締切日の翌日の場合は当該賃金締切日の翌日。）から起算して6か月を経過した日の翌日から起算した後2か月以内に対象労働者雇用事業所（雇用保険適用事業所）の所在地を管轄する労働局長に提出しなければなりません。支給申請期限を過ぎると申請書を受理できず、助成金の支給はできません。

なお、当該提出については、対象労働者雇用事業所（雇用保険適用事業所）の所在地を管轄する公共職業安定所を経由して行うことができる場合があります。ただし、支給申請期間の末日が行政機関の休日に当たる場合は、翌開庁日を支給申請期間の末日とみなします。また、天災等により提出できないときは、その理由を記した書面を添えて当該事由のやんだ後1か月以内に提出することができる場合があります。

- 2 支給後であっても、偽りその他不正の行為が判明した場合には、支給した助成金の返還を求め、これにより後5年間特定求職者雇用開発助成金（就職氷河期世代安定雇用実現コース）その他の雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4章の雇用安定事業に係る各種助成金を受けることができなくなることがあります。また、刑事告発することもあります。

- 3 この申請書の提出に当たっては、賃金台帳、出勤簿等、雇入れ通知書等の書類を提出又は提示していただくほか、支給・不支給の決定に係る審査の必要に応じた総勘定元帳等の書類を管轄労働局又は管轄安定所の求めに応じ、提出又は提示していただくことがあります。

また、支給決定後にも同様に上記書類その他総勘定元帳等申請内容を証明するために必要な書類等を提出又は提示していただくことがあります。

【記載要領】

- 1 記載に当たって、

- (1) 太枠で囲んだ部分（～㉔欄）及び所要の欄のみ記載し、労働局/安定所記載欄及び欄は記載しないでください。
- (2) 記入枠の部分は、枠からはみださないように大きめの文字又は数字により明瞭に記載してください。

- 2 「申請事業主」欄について

- (1) 欄「支給番号」は、本支給申請に係る対象労働者について送付した「特定求職者雇用開発助成金（就職氷河期世代安定雇用実現コース）」についてのお知らせに記載された助成金支給番号を記載してください。

- (2) 欄「事業所数（雇用保険適用事業所数）」は、対象労働者を雇い入れた日における事業主の全ての雇用保険適用事業所数を記載してください。

- (3) 欄「資本の額又は出資の総額」、欄「常時雇用する労働者の数」は、対象労働者を雇い入れた日における申請事業主の資本の額又は出資の額及びすべての常時雇用する労働者（対象労働者を含む）の数を記載してください。

「常時雇用する労働者」とは、2か月を超えて雇用されている者又は継続して2か月を超えて雇用されることが予定されている者であって、かつ、週当たりの所定労働時間が当該企業の通常の従業員と概ね同等である者をいいます。

「週あたりの所定労働時間が当該企業の通常の従業員と概ね同等」とは、現に企業における通常の従業員の週当たりの所定労働時間が40時間である場合は、概ね40時間である者をいいます。

- (4) 欄「主たる事業」は、企業全体における「主たる事業」を記載してください。なお、欄「産業分類（中分類）」とは異なる場合があります。

- (5) 欄「他の助成金の有無」は、本支給申請に係る対象労働者の雇入れについて、本助成金以外の助成金の支給申請を行っている場合又は支給を受けた場合（予定含む）、「有」に をして、欄「受給（申請）している助成金名称」に助成金の名称を記入してください。本支給申請に係る対象労働者の雇入れについて、併給調整のある他の助成金の支給を受けた場合には、本助成金を受けることができません。

- 3 「対象労働者雇用事業所」欄について

- (1) 欄「賃金締切日」、欄「賃金支払日」は、対象労働者を雇い入れた日における賃金締切日、賃金支払日を記載してください。なお、1か月以内に2回以上の締日が定められている場合は、雇入れ直後の期日を記入してください。

- (2) 欄「産業分類（中分類）」は、対象労働者の雇入れに係る事業所の行う主たる事業について、日本標準産業分類の番号又は事業内容を記載してください。

- 4 「対象労働者の状況」欄について

- (1) ㉔欄「支給対象となる期間の労働についての賃金の未払いの有無」は、支給対象期に対象労働者が行った労働に対する賃金のうち支払期日を超えて支払っていないものの有無をいずれかに をすることにより記載してください。賃金の未払いがあった場合は、支給対象とならない場合があります。

- (2) 提出前に、「対象労働者の状況」欄について、記載内容に相違ないかを対象労働者本人に確認した上でご提出願います。なお、申請内容に疑義がある場合、必要に応じて対象労働者本人にも事情聴取等を行うことがありますので留意ください。

第2期支給申請書 裏面

【注意事項】

- 1 この申請書は、第2期支給対象期の翌日から起算して2か月以内に、対象労働者雇用事業所（雇用保険適用事業所）の所在地を管轄する労働局長に提出しなければなりません。
支給申請期限を過ぎると申請書を受理できず、助成金の支給はできません。なお、当該提出については、対象労働者雇用事業所（雇用保険適用事業所）の所在地を管轄する公共職業安定所を経由して行うことができる場合があります。
ただし、支給申請期間の末日が行政機関の休日に当たる場合は、翌開庁日を支給申請期間の末日とみなします。また、天災等により提出できないときは、その理由を記した書面を添えて当該事由のやんだ後1か月以内に提出することができる場合があります。
- 2 支給後であっても、偽りその他不正の行為が判明した場合には、支給した助成金の返還を求め、これにより後5年間特定求職者雇用開発助成金（就職氷河期世代安定雇用実現コース）その他の雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4章の雇用安定事業に係る各種助成金を受けることができなくなることがあります。また、刑事告発することもあります。
- 3 この申請書の提出に当たっては、賃金台帳、出勤簿等、雇入れ通知書等の書類を提出又は提示していただくほか、支給・不支給の決定に係る審査の必要に応じた総勘定元帳等の書類を管轄労働局又は管轄安定所の求めに応じ、提出又は提示していただくことがあります。
また、支給決定後にも同様に上記書類その他総勘定元帳等申請内容を証明するために必要な書類等を提出又は提示していただくことがあります。

【記載要領】

- 1 記載に当たって、
 - (1) 太枠で囲んだ部分（～欄）及び所要の欄のみ黒のボールペンで記載し、労働局/安定所記載欄及び欄は記載しないでください。
 - (2) 記入枠の部分は、枠からはみださないように大きめの文字又は数字により明瞭に記載してください。
- 2 「申請事業主」欄について
 - (1) 欄「支給番号」は、第1期支給申請書に記載した助成金支給番号を記載してください。
 - (2) 欄「他の助成金の有無」は、本支給申請に係る対象労働者の雇入れについて、本助成金以外の助成金の支給申請を行っている場合又は支給を受けた場合（予定含む）、「有」にをして、欄「受給（申請）している助成金名称」に助成金の名称を記入してください。本支給申請に係る対象労働者の雇入れについて、併給調整のある他の助成金の支給を受けた場合には、本助成金を受けることができません。
- 3 「対象労働者の状況」欄について
 - (1) 欄「支給対象となる期間の労働についての賃金の未払いの有無」は、支給対象期に対象労働者が行った労働に対する賃金のうち支払期日を超えて支払っていないものの有無をいずれかにすることにより記載してください。賃金の未払いがあった場合は、支給対象とならない場合があります。
 - (2) 提出前に、「対象労働者の状況」欄について、記載内容に相違ないかを対象労働者本人に確認した上でご提出願います。なお、申請内容に疑義がある場合、必要に応じて対象労働者本人にも事情聴取等を行うことがありますのでご注意ください。

特定求職者雇用開発助成金(就職氷河期世代安定雇用実現コース)対象労働者雇用状況等申立書

事業主記載事項	安定所・労働局記載欄
1 雇用保険適用事業所名称	確認日 年 月 日
2 雇用保険適用事業所番号	確認者
<p>対象労働者に係る状況</p> <p>3 対象労働者氏名 () 雇入れ時の年齢 () 歳</p> <p>4 対象労働者の労働条件等</p> <p>仕事の内容 ()</p> <p>勤務時間 ()</p> <p>所定労働時間 (日・週・月 ごとに)</p> <p>休日 ()</p> <p>雇用形態 (正規雇用労働者・それ以外)</p> <p>雇用期間 (雇用期間の定め なし・あり(契約期間))</p> <p>処遇 他の正規雇用労働者と労働条件等の処遇が(同じ・異なる)</p> <p>雇入れ時の労働条件が求人票に記載した労働条件と(同じ・異なる)</p> <p>異なる場合 変更した内容について、対象労働者に対する不利益又は違法行為はなく、本人との合意も(ある・ない)</p> <p>5 対象労働者の賃金支払状況等</p> <p>最低賃金の減額の特例の許可を受けている者で (ある・ない)</p> <p>支給対象となる期間の労働について賃金の未払いが (ある・ない)</p> <p>時間外手当・深夜手当・休日出勤手当等を法定どおり支払って (いる・いない)</p> <p>雇入れ日から支給申請日までの賃金支払状況については別紙のとおりである。</p> <p>6 雇用予約の有無 (安定所等の紹介前に、対象労働者との間に雇用に関する合意(雇用の予約)が (ある・ない)</p> <p>7 事前雇用・就労・訓練等の有無</p> <p>雇入れ日前3年間のいずれかの日に、</p> <p>雇い入れに係る事業所と、雇用、請負、委任の関係にあったこと 又は 出向、派遣、請負、委任の関係により、当該雇い入れに係る事業所において就労したことがあること</p> <p>通算して3か月を超えて訓練・実習等を受講等したこと</p> <p>のいずれかに該当する事実が (ある・ない)</p> <p>8 親族の雇入れの有無</p> <p>対象労働者が雇入れに係る事業所の代表者又は取締役の3親等内の親族(配偶者、3親等以内の血族及び姻族をいう)に該当する事実が (ある・ない)</p>	特記事項
<p>事業所に係る状況</p> <p>9 雇入れ日の前日から起算して6か月前の日から1年を経過する日までの間に、雇用する被保険者を事業主の都合により解雇等(勤奨退職等を含む)したこと又は支給申請日の前日から起算して過去3年の間に就職氷河期世代安定雇用実現コースの対象労働者を解雇等(勤奨退職等を含む)したことが (ある・ない)</p> <p>10 対象労働者の雇入れの前1年間に対象労働者と雇用、請負、委任の関係にあった事業主、出向、派遣、請負、委任の関係により、当該対象労働者を事業所において就労させたことのある事業主、または対象労働者が通算して3か月を超えて受講等したことがある訓練・実習等を行っていた事業主(有料・無料職業紹介事業者等が対象労働者を紹介した場合は当該有料・無料職業紹介事業者等も含む)との関係において、</p> <p>いずれかが一方の発行済株式数又は出資の総額に占める他方の所有株式数又は出資の割合が50%を超えるものであること</p> <p>代表者が同一又は取締役を兼務している者がいずれかの取締役会の過半数を占めていること</p> <p>のいずれかに該当する事実が (ある・ない)</p> <p>11 国等の委託事業費から人件費が支払われて (いる・いない)</p>	

上記の記載事項について、いずれも相違ありません。虚偽の申し立てがあると安定所(労働局)が判断した場合には、支給を受けた金額をすみやかに返還することに同意します。また、上記対象労働者の雇用状況の確認を安定所(労働局)が行う場合には協力します。

提出前に、「対象労働者に係る状況」欄及び本様式の別紙(特定求職者雇用開発助成金勤務実態等申立書)について、記載内容に相違ないかを対象労働者本人に確認した上でご提出願います。なお、申請内容に疑義がある場合、必要に応じて対象労働者本人にも事情聴取等を行うことがありますのでご留意ください。

虚偽の申し立てがあった場合は、支給した当該助成金に延滞金を加えた金額を返還していただきます。

また、悪質な場合は刑事告訴する場合があります。

年 月 日

所在地

事業主

名称

氏名

代理人

所在地

名称

氏名

又は
社会保険労務士
(提出代行者
事務代理社者の
表示)

申請者が代理人、社会保険労務士法施行規則第16条第2項に規定する提出代行者又は同規則第16条の3に規定する事務代理者の場合、右上欄に助成金の支給に係る事業主の住所、名称及び氏名を記入し、右下欄に代理人、提出代行者又は事務代理者の住所、名称及び氏名を記入してください。

特定求職者雇用開発助成金(就職氷河期世代安定雇用実現コース)勤務実態等申立書

事業所名称 (雇用保険適用事業所番号) _____)
 対象労働者氏名 (雇用保険被保険者番号) _____)
 賃金締切日 _____ 日締切 賃金支払日(当月 ・ 翌月) _____ 日払
 変形労働時間制(有 ・ 無) _____
 第 _____ 期

賃金支払形態

「賃金支払形態」欄より該当する項目を で囲み、「基本賃金額」欄に契約書等に記載の基本賃金の額を記載してください。

	雇入れ日時点の契約内容	変更・更新後の契約内容 < 年 月 日適用 >
賃金支払形態	(月給・日給・時給・出来高給・その他)	(月給・日給・時給・出来高給・その他)
基本賃金額	円	円

今回の支給対象期中に契約内容に変更・更新があった場合は、新旧の契約内容がわかる書類を添付してください。

支給対象期における各月の対象労働者の賃金

支給対象期前及び支給対象期における各月(1)の賃金(2)を記入してください(有給休暇は、出勤日数や実労働時間を含めてください。)

	支給対象期前 (3)	1月目	2月目	3月目	4月目	5月目	6月目
日付	/ (雇入れ日) ~ / (支給対象期初日の前日)	/ (支給対象期の初日) ~ /	/ ~ /	/ ~ /	/ ~ /	/ ~ /	/ ~ /
支払日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日
出勤日数	日	日	日	日	日	日	日
実労働時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間
うち時間外・休日労働時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間
基本賃金 (毎月定額で支払われる手当を含む)	円	円	円	円	円	円	円
時間外・休日労働手当	円	円	円	円	円	円	円
その他	円	円	円	円	円	円	円
賃金合計 + +	円	円	円	円	円	円	円
備考							

【様式第6号氷(別紙)(R2.4)】

- (1)支給対象期と同様、対象労働者の雇い入れに係る日から1か月ごとの賃金額を記入してください。第2期も同様の考え方に基づき記入してください。
- (例：雇入れ日4月1日、賃金締切日が毎月20日の場合)
 「支給対象期前」には4月1日～4月20日まで、「1月目」には4月21日～5月20日まで、「2月目」には5月21日～6月20日まで(3月日以降も同様の考え方)の賃金額を記入してください。
- (2)賃金とは、対象労働者が行った労働に対する賃金であり、臨時に支払われる賃金及び3か月を超える期間ごとに支払われる賃金を除いたものを指します。詳細は以下の表をご参照ください。

賃金に含まれるもの	賃金に含まれないもの
時間外手当 労働基準法第26条の規定に基づく休業手当 有給休暇日に支払われる給与 住宅手当、物価手当、勤務地手当、通勤手当、日直・宿直手当、単身赴任手当等	臨時に支払われる賃金 業績手当、勤続報償金等、支給事由の発生が臨時的、あるいは不確定なもの、有給休暇の買い上げ 3か月を超える期間ごとに支払われる賃金 賞与、単に支払事務の便宜を図るため、支給回数を3回以内としているもの等 現物給与(通貨以外のもので支払われる一切のもの) 事業主の無過失賠償責任に基づき事業主が支払うもの 労働基準法第76条の規定に基づく休業補償費 健康保険の財源とする給付金 健康保険法第99条の規定に基づく傷病手当金 実費弁償的性格のもの 工具手当、寝具手当等 吉凶禍福に対して支給されるもの 祝金、見舞金等 就業規則等により事業主に義務づけられていない限り賃金に含まないもの 慰労金等 勤続年数に応じて支給されるもの 勤続報奨金等 解雇予告手当

- (3)第2期は記入不要。ただし、第1期の支給申請を行っていない事業主が、第2期の支給申請を行う場合は、支給申請が初回である場合に限ってご記入ください。

特定求職者雇用開発助成金(就職氷河期世代安定雇用実現コース)返還通知書

年 月 日

殿

労働局長 印

年 月 日付けで貴殿に対し行った特定求職者雇用開発助成金(就職氷河期世代安定雇用実現コース)の支給決定のうち、下記1の金額については、下記2の理由により取り消したので、下記3の期限までに返還されるよう通知します。

記

1. 返還金額 金 円

2. 理由

()

3. 返還の期限 年 月 日

4. 注意事項

(1) 取消の事由が不正受給の場合は、助成金を受給した日の翌日から起算して返還を終了する日までの期間において年3%の延滞金(法定利息)が付されるとともに、当該返還金額の2割に相当する額が請求されます。

(2) 取消の事由が不正受給にあたる場合は、

現在、労働局に対し申請を行っている他の助成金等の認定及び支給決定は行いません。

雇用保険法に基づく助成金等を取り扱う関係機関に通知します。これにより、雇用保険法に基づく他の助成金等について一定期間申請できなくなります。